運輸審議会発表案件

茨城県からの常陸那珂港に係る港湾区域の変更認可 申請事案に関する軽微認定について

| 事案の種類 | 申請者 |
|-----------|-----|
| 港湾区域の変更認可 | 茨城県 |

茨城県からの常陸那珂港に係る港湾区域の変更認可申請事案について、運輸審議会一般規則第12条の規定に基づき、運輸審議会は所管局から説明を聴取し検討を行った結果、本日、軽微な事案(国土交通省設置法第15条第3項に規定する「運輸審議会が軽微なものと認めるもの」)と認定しましたので、お知らせします。

[連絡先]

運輸審議会審理室 小室、江崎

(代表) 03 (5253) 8111 (内線) 53515

(直通) 03 (5253) 8810

[港湾区域の変更認可申請の概要に関する連絡先]

港湾局総務課 岡本、向井

(代表) 03 (5253) 8111 (内線) 46164

(直通) 03 (5253) 8662